

四国中央市団体旅行等宿泊事業費補助金交付要綱

令和 6 年 12 月 27 日

告示第 225 号

(目的)

第 1 条 この告示は、旅行業者が企画し、若しくは手配する団体旅行又は学校のスポーツ若しくは文化活動のために実施する合宿における市内の宿泊施設での宿泊に要する経費に対し、予算の範囲内で四国中央市団体旅行等宿泊事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、本市の交流人口の拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校（幼稚園、小学校、義務教育学校の前期課程並びに特別支援学校の幼稚部及び小学部を除く。）をいう。
- (2) 宿泊施設 旅館業法（昭和 23 年法律 138 号）第 2 条第 2 項に規定する旅館若しくはホテル又は同条第 3 項に規定する簡易宿所であって、同法第 3 条第 1 項の許可を受けた者が営むものをいう。
- (3) 団体旅行等 団体旅行及び合宿をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる宿泊を伴う活動の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 団体旅行 旅行業法（昭和 27 年法律 239 号）第 3 条に規定する観光庁長官の登録を受けた旅行業者
- (2) 合宿 市外の学校の生徒又は学生及び部長、監督、コーチ、教授その他の指導者で構成された団体であって、当該学校又は公共的団体から登録、認証又は許可を受けているもの

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業は、団体旅行等のために市内の宿泊施設に宿泊する事業であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 宿泊の数の合計が 20 泊以上であること。
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的としたものでないこと。
- (3) 公序良俗に反するものでないこと。
- (4) 次に掲げる宿泊を伴う活動の区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。
 - ア 団体旅行 貸切バスを使用して企画し、又は手配した旅行であること。
 - イ 合宿 直接の目的が公式の大会、イベント、コンクール等への出場等でないこと。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、市内の宿泊施設における宿泊の数に 2,000 円（簡易宿所を利用した場合にあっては、500 円）を乗じて得た額と 20 万円のいずれか少ない額とする。

2 補助金の交付は、一の年度につき一補助対象者 5 回までとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、団体旅行等を開始する日までに市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 次に掲げる宿泊を伴う活動の区分に応じ、次に定める書類の写し

ア 団体旅行 旅行業法第3条の登録を証する書類

イ 合宿 学校又は公共的団体から登録、認証又は許可を受けたことを証する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と決定したときは必要な条件を付して補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付することが不適当と決定したときは補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、補助事業変更承認申請書（様式第4号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めたものについては、この限りでない。

2 前項の承認については、前条の規定を準用する。

(補助事業の中止及び廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認については、第7条の規定を準用する。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了後速やかに補助事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 事業の実績が確認できる書類

(2) 宿泊証明書（様式第7号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金交付額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金交付請求書（様式第9号）により市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 13 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 第 7 条に規定する条件に違反したとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(関係書類の保管)

第 14 条 補助事業者は、補助事業に関する書類を常に整備し、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 15 条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。